



金 沢 市 公 報

第 3 1 3 9 号

令和6年(2024年)3月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ		
● 告 示		○道路の供用の開始について (")	2
○生活保護法等の規定に基づく介護機関の指定について (生活支援課)	1	○平成8年告示第10号(河川工事の施工について)の一部改正について (内水整備課)	2
○市道の区域の変更について (道路管理課)	1	● 監査公表	
		○監査公表(第2号)	(監査事務局) 2

告 示

●金沢市告示第52号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和6年3月11日

金 沢 市 長 村 山 卓

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
1790100174	輝	金沢市南森本町753番地1	社会福祉法人千授福祉会	金沢市南森本町753番地1	令和6年1月1日	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
1740144538	クスリのアオキ三馬薬局	金沢市三馬2丁目254番地	株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町2512番地	令和6年2月1日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

●金沢市告示第53号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和6年3月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

令和6年3月11日

金 沢 市 長 村 山 卓

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
1級幹線	1級幹線 61号 磯部町イ13番1先から		旧	8.2	366.7
	諸江・高柳線 磯部町イ100番1先まで		新	9.2	366.7
一般市道	小坂2号 今昭町丙32番1先から		旧	5.0	20.0
	疋田町線 今昭町丙31番1先まで		新	6.0	20.0
一般市道	森本14号 四王寺町イ105番1先から		旧	4.0	141.6
	四王寺町線 四王寺町イ101番1先まで		新	10.4	141.6
一般市道	森本14号 四王寺町ヲ47番 先から		旧	4.0	37.2
	四王寺町線 四王寺町ヲ46番1先まで		新	19.4	37.2

一般市道	森本14号 四王寺町線	四王寺町ハ4番1 四王寺町ハ26番1	先から 先まで	旧 新	4.0 18.7	144.8 144.8
一般市道	森本14号 四王寺町線	四王寺町ル2番9 四王寺町ル2番1	先から 先まで	旧 新	4.0 16.9	32.0 32.0
一般市道	森本14号 四王寺町線	四王寺町ル6番4 四王寺町ハ87番3	先から 先まで	旧 新	4.0 12.1	73.0 73.0

●金沢市告示第54号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和6年3月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

令和6年3月11日

金沢市長 村 山 卓

路線名	区 間	供用開始日
1 級 幹 線 61号 諸 江 ・ 高 柳 線	磯 部 町 イ 13番 1 先から 磯 部 町 イ 100番 1 先まで	令和6年3月11日
小 坂 2号 疋 田 町 線	今 昭 町 丙 32番 1 先から 今 昭 町 丙 31番 1 先まで	令和6年3月11日
森 本 14号 四 王 寺 町 線	四 王 寺 町 イ 105番 1 先から 四 王 寺 町 イ 101番 1 先まで	令和6年3月11日
森 本 14号 四 王 寺 町 線	四 王 寺 町 ヲ 47番 先から 四 王 寺 町 ヲ 46番 1 先まで	令和6年3月11日
森 本 14号 四 王 寺 町 線	四 王 寺 町 ハ 4番 1 先から 四 王 寺 町 ハ 26番 1 先まで	令和6年3月11日
森 本 14号 四 王 寺 町 線	四 王 寺 町 ル 2番 9 先から 四 王 寺 町 ル 2番 1 先まで	令和6年3月11日
森 本 14号 四 王 寺 町 線	四 王 寺 町 ル 6番 4 先から 四 王 寺 町 ハ 87番 3 先まで	令和6年3月11日

●金沢市告示第55号

平成8年告示第10号（河川工事の施工について）の一部を次のように改正します。

令和6年3月11日

金沢市長 村 山 卓

第3項を次のように改める。

3 河川工事の期間

平成8年2月13日から令和26年3月31日まで

監 査 公 表

金沢市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年3月11日

金沢市監査委員 西 尾 昭 浩
金沢市監査委員 中 村 哲 郎

金沢市監査委員 前 誠 一
 金沢市監査委員 源 野 和 清

1 財産の管理状況等監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年2月2日
- (2) 措置を講じた局等 教育委員会教育総務課、学校指導課
- (3) 監査結果の公表年月日 令和5年8月21日(令和5年監査公表第10号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)		措置の内容(改善等内容)
前渡金に係る帳簿類の管理及び小切手の取扱いについて、次の施設において誤りが見受けられたので、適正を期す必要がある。		前渡金に係る帳簿類の管理及び小切手の取扱いの誤りについては、改善を行い、その後、継続して適正に事務が執行されていることを確認した。
課名	監査対象箇所	
教育総務課、学校指導課	扇台小学校、大徳中学校	

2 経営に係る事業の管理監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年2月20日
- (2) 措置を講じた局等 市立病院事務局
- (3) 監査結果の公表年月日 平成21年3月23日(平成21年監査公表第4号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
未収となっている本人負担分の診療費について、負担の公平性の観点から、督促状の発行や催告等の事務処理を適正に行うとともに、少額支払命令などの法的手段なども検討するなど、徴収体制を強化されたい。	事務処理体制の見直しにより適正に督促状を発行し、負担の公平性を確保するとともに、高額な未収金に対しては外部に徴収委託するなど、徴収体制の強化を図った。

3 財務事務等監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年2月20日
- (2) 措置を講じた局等 市立病院事務局
- (3) 監査結果の公表年月日 平成26年3月24日(平成26年監査公表第4号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
未納となっている本人負担分の診療費について、期限内に督促状を発行していないので、適時適切に実施する必要がある。	債権管理システムの導入に合わせ事務処理体制の見直しを行い、日次業務で未収金を確認することで、期限内に督促状を発行している。

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年2月20日
- (2) 措置を講じた局等 市立病院事務局
- (3) 監査結果の公表年月日 平成28年3月11日(平成28年監査公表第6号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
未納となっている本人負担分の診療費について、期限内に督促状を発行していないので、適時適切に実施する必要がある。	債権管理システムの導入に合わせ事務処理体制の見直しを行い、日次業務で未収金を確認することで、期限内に督促状を発行している。

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年2月20日
- (2) 措置を講じた局等 市立病院事務局
- (3) 監査結果の公表年月日 平成29年3月13日（平成29年監査公表第2号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
未納となっている本人負担分の診療費について、期限内に督促状を発行していないので、適時適切に実施する必要がある。	債権管理システムの導入に合わせ事務処理体制の見直しを行い、日次業務で未収金を確認することで、期限内に督促状を発行している。

令和6年(2024年)3月11日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄